漢文教授ニ関スル調査報告」における普通文の影響について 「文法上許容スベキ事項」との対照を通して-

序言

が含まれるが、本稿では文体という観点から考察を行う。和を図ろうとし」たものである。「国語教育」には様々な要素をまとめたもので、国語教育の普及・発達に伴ってそれとの調をまとめたもので、国語教育の普及・発達に伴ってそれとの調理在の漢文訓読の規範となっている「漢文教授ニ関スル調査

明治期は、日本語の書き言葉が意識的に作られた時代である。人々の試行錯誤や錬成を経て、言文一致体がその地位を得る。人々の試行錯誤や錬成を経て、言文一致体がその地位を得ら、漢文そのものからは独立して行われた。そのような普通文の普及が、かえって漢文の訓読に影響した可能性はないのであろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流とろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流とろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流とろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流とろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流とろうか。これが、本稿における問いである。漢文をその源流との音通文に対して、漢文訓読への干渉を考えるという視点は明治期は、日本語の書き言葉が意識的に作られた時代である。

生じた変化が逆に同時代の漢文訓読に影響を与える可能性自体されながらも日本語の文体として書かれているならば、そこで本末転倒である印象を与えよう。しかし、普通文が漢文に影響

佐川

繭子

は否定することができないのではなかろうか

ついて考察する。

こに見られる文法が「漢文調査報告」に現れているのか否かに示第百五十八号。以下、「許容事項」と称する)を用いて、そ示第百五十八号。以下、「許容事項」(明治三十八年文部省告

事項」 文法調査報告」 る中で「許容事項」 三十年代の漢文教科書や明治期の 論じたものであり、 については後述するが、多数の用例を集めて語法の史的変遷を の各事項について訓読との比較を行っているが、 は踏まえていない。 の用例も取り上げている。 訓点資料も用いられている。 『論語』 諸本の訓点を調査す 佐藤は、 羅は、 「普通 「許容 明治

文に見られる文体を普通文と称する。言文一致体が成立してい はこれを参照して「許容事項」等に見られる文体、当時の公用 が標準的な明治文語文の呼称として定着した」とあり、 して整理するとともに、『尋常小学読本』(第一・二期国定読本) その文語文の用法を「文法上許容スベキ事項」(一九〇五)と 辞典』の「普通文」の項には、「文部省が「小学校令施行規則 用者やその時期により様々である。日本語学会編『日本語学大 普通文という語は明治初期から見えるが、それが指す文体は使 く過程で、 (一九〇〇) において「近易ナル普通文」という用語を用い、 九〇四・一九一〇)において実例が示されるに及び、 改めて、 本稿で用いる普通文という語について述べておく。 普通文と称されるようになった文語文と言うことも 普通文 本稿で

一、「漢文教授ニ関スル調査報告」と普通文

それでも明示されている個所について普通文と比較することは 可能であると判断する。 上、「漢文調査報告」の用例の少なさは否めないのであるが はなく、各項目に該当する箇所のみである。そのような体例 多数の例文を挙げているが、 諸則適用ノ例」(以下、「適用ノ例」と略す)から構成される。 之吉他十名、「句読点」「返点」「添仮名」「読法」「句読法以下 日に公表された(『官報』 「添仮名法」「読方」で示される添仮名は、 添仮名法」「読方」および「適用ノ例」に限られる。その上、 漢文教授ニ関スル調査報告」は、 第八六三〇号彙報)。 送りがなが付されている例文は 明治四十五年三月二十九 例文全体に渉るので 報告者は服部字

考えておきたい。
まず、「漢文調査報告」そのものと普通文との関りについて

一)『送仮名法』および芳賀矢一『明治文典』に見る普通文

の第一に、国語との関係を明示するのは、「添仮名法」の文言である。そ「漢文調査報告」自体が普通文で書かれているが、その他に

メタル送仮名法ノ本則ニ準拠ス 送仮名ハ左ノ三項ノ場合ヲ除ク外ハ国語調査委員会ニテ定

報)、その四件のうち二件目に、にその調査方針が決議されており(『官報』第五六九九号彙は明治四十年に公表された。国語調査委員会発足後の同年七月語調査委員会は、明治三十五年四月に任命され、『送仮名法』とある。そこで、この『送仮名法』について概観しておく。国

スコト文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトトシ是ニ関スル調査ヲ為

左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所アラントス」として、とある。また、「普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ

二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ

三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ

『送仮名法』の例言に、理」の成果が「文法上許容スベキ事項」であるとされるが、の整理を行うことを定めたのである。二の「現行普通文体ノ整ともある。将来的な言文一致体の採用を見据えつつ、現行文体

本法ハ現行普通文ヲ標準トシテ規定シタルモノニシテ書翰

時の文章(文語文)について、うな文体であったのだろうか。

『送仮名法』を担当した芳賀矢形成途上にあったともいえる当

以テ、本法ノ及バザルトコロハ、句読点、傍訓、仮名書等ハ普通ノ漢字ニツキテ大体ノ法則ヲ定メタルニ過ギザルヲ文、口語文ニハ之ニ準ジテ、多少ノ斟酌ヲ要スベシ。本法

便宜ノ方法ニヨルモノトス。

いることは明らかである。区別していることからも、『送仮名法』が上引の二に対応してえられる。例言で、「現行普通文」と「書翰文、口語文」とをとあるのによれば、『送仮名法』もその整理の産物であると考

修正案 また、『送仮名法』 岡田正美)」「送仮名法別案 岡田正美)」「送仮名法起草ニツキテ取リツクル方針 仮名法起草ニツキテ取リツクル方針」「送仮名法案 関スル特別委員修正案 年四月から翌年七月までの議案に「送仮名法案」「送仮名法ニ 年度の重要案件に 述べると、文化庁編 さて、 ここで、国語調査委員会における送仮名調査の経緯につい (委員 整理が必要とみなされた「現行普通文」とは、 芳賀矢一)」とあり、 「送仮名法」とあり、 の調査担当者は芳賀矢一とされる。 『国語施策百年史』によれば、 (渡部菫之介外四特別委員)」「送仮名法 (主査委員 同時期の参考書類に それに先立つ同三十五 芳賀矢一)」とある。 明治三十九 (補助委員 (補助 どのよ 7

うに述べている は、 明治三十九年「漢文の羈絆を脱せよ」において、次のよ

ŋ

ある。 ある。 はす事にすれば、 今日の文体は大体からいへば、 テニハを約めて、文字を顛倒して漢字だけを書きあら 漢文を訓読して、テニハを仮名で書いた様なもので あらゆる修辞上の工夫も漢文から得て来たものであ 些しの手間で漢文に直すことが出来るの 漢文を直訳した様なもので

賀が編纂した『中等教科明治文典』(明治三十七年初版、 であったことが認められる。 房)である。その「編纂の主旨」二には、次のようにある。 (El) これによれば、 当時の普通文は漢文訓読体と非常に近い文体 その事実を確認できる資料が、芳 冨 山

れり。 ず。 を主として、文例も亦、概して平易なる漢字交り文より採 ŋ 誌の論説に至るまで、 を課すべしといへり。 文部省教授要目に於ては初三年級迄は現行文に関する文法 ……本書は……なるべく今文に適切なる法則を授くる 生徒に課する作文も亦常に之を標準となさざるべから 文章法に於ても亦、 明治時代には自ら明治時代の文体あ ……上は詔勅法令より、下は新聞雑 今文の構造を説くを主眼とせ

> 摘せよ」を見てみよう。 漢字交り文」の例として、「練習一、左の文につきて名詞を指 扱ったテキストであることが理解される。そこで、「平易なる ここからは、 『明治文典』 が当時の現代文である普通文を

- 7 日西に没し、 月東に出づ。
- 牛は哺乳獣なり。
- () 豊臣秀吉は尾張国愛知郡中村の人なり。
- Ξ 壮年に及び独立の生涯を営むに至りて、 行したり。 新聞紙を発
- (π) 学を修め、 業を習ひ、 智能を啓発し、 徳器を成就す。
- \bigcirc 青は藍より出でて、藍よりも青し。
- (F <u>}</u> 心に驕なきとき人を敬ふ。心に迷なきときは人を咎 月落ち鳥啼きて霜天に満つ。

この頁以降にも漢文を漢字かな交りに直した例文が散見してい 九 つの文のうち二つが漢文由来である。 『明治文典』には

次に、『送仮名法』 の例文を見てみると、 第一則 「漢字ヲ以

る。

尾ノ活用スル部分ヲ送仮名トナスベシ」の例外規定に、テ活用語(動詞、形容詞、助動詞)ヲ書キアラハストキハ、

(例)朝二道ヲ聞イテ、夕ニ死ストモ可也。除外一 也ノ終止形、候ノ連体形、終止形ニハ送ラズ。

コレハ諸国一見ノ僧ニテ候

除外三 日ハハヲ送ラズ。

(例)孔子曰ク仁者ハ山ヲ楽シムト。

た当時も普通文と漢文直訳との関係は同様であったと考えられ 四十五年までは出版が確認され、「漢文調査報告」が発表され れていることが認められる。 漢字かな交りで書き表した文章 とあり、 いる。これら やはり漢文の書き下し文に相当する例文が挙げられ 『明治文典』『送仮名法』 芳賀の『明治文典』 (漢文直訳) の例文からは、 が普通文に包摂さ は、 漢文を 明治 7

現代にまで伝えられたと言うことができよう。その後、普通文は衰退していくが、普通文は漢文訓読の形で

(二) 服部宇之吉と普通文

次に、「漢文調査報告」の担当者である服部宇之吉の普通文

利用について考えたい。

語

ことにする。 である『清国通考』第一篇 代デジタルライブラリーによる全文検索が可能で、 したい。「漢文調査報告」以前に発表された著書のうち、 調査報告」 服部の著述は多数あり、 服部の普通文も「許容事項」との関りを考える参考資料と 以前ものは普通文で書かれているようである。 悉皆調査は行っていないが、「 (明治三十八年、 三省堂) かつ を用 ラ専門書 次世 漢文

十六年、 は、 年九月)あたりから口語文を採用している。 すでに口語文で書かれており、 読点に就いて」(『文藝』十月号)には、 句読点のない普通文である。 う別がある。 その序文には句読点がなく、 は、 序文からすでに口語文、かつ総ルビで表記されている。 話』(十二月、京文社) がたいものもあるが、「孔子と知天命」(『斯文』九・九、 昭和初期のようである。 管見では、 序文、凡例、 専門書である『佚存書目』 富山房) は、 服部が言文一致体 また、 本文中の解説すべて普通文である。 晩年に 本文は口語文で書かれているが、 は一般読者を対象としているため 大正期に発表されている講演録の類 書 参考までに、 凡例・解説には句読点があるとい か 服部自身が書いたものと区 (昭和八年四月、 れ $\widehat{\Box}$ た『儒』 [語体) 当時の文章について 同年の土居光知 教 を用 同年の『孔夫子の 倫 理 61 概論 服部宇之吉 始めたの ただし 他方で 序文は 昭 和二 別し か は 和

「法律の條文、公文書、官報の文章等には句読点を附けぬことが普通である。手紙の文章に句読点が強ど用ひられなくなりつつ最近では新聞の雑報欄にも句読点が殆ど用ひられなくなりつつに威厳を保たしめるためであろう」と見える。これに拠れば、当時、句読点のない文は公用性を示していたようであり、序文の格式とでもいう点でも興味深いが、本稿ではこれ以上立ち入の格式とでもいう点でも興味深いが、本稿ではこれ以上立ち入らないでおく。

四十四年四月十三日である(『官報』第八三四〇号)。なお、服部が国語調査委員会の委員に任命されたのは、明治

調査報告之一』について二、「文法上許容スベキ事項」および『現行普通文法改定案

(一)「文法上許容スベキ事項」について

時代国学者ノ研究ニ基キ専ラ中古語ノ法則ニ準拠シタルモ百五十八号として発表された(『官報』第六七八二号)。その冒頭に「教科書ノ検定又ハ編纂ニ関シ文法上許容スへキ事項ヲ定ムルコト左ノ如シ」とあり、最後の「理由書」にムルコト左ノ如シ」とあり、最後の「理由書」に、明治三十八年十二月二日に文部省告示第

のみである。
し、漢文直訳として認められる例文は、以下の一事項に見えるる。十六の事項が許容されており、用例も示されている。ただ認めて、教科書に用いる際の基準となることを目的としてい認めて、教科書に用いる際の基準となることを目的としてい

アル場合ハ之ニ従フモ妨ナシ十六、「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用ヰル習慣

例/イハユル哺乳獣ナルモノ/顔回ナルモノアリ

『現行普通文法改定案調査報告之一』について

 \equiv

行された。その緒言には 『現行普通文法改定案調査報告之一』 容事項」 告示の翌三十九年一 月に、 (日本書籍株式会社 国語調査委員 公無 が 刊

上許容ニ関スル事項ノ決議案ニ対シテ、 員大矢透ヨリ提出シタル報告書ノ一部ナリ。 本書ハ、 モ少ナカラザルヲ以テ、 ニアラズト雖モ、 本書ハ、 コトトシタリ 現行普通文体ノ改善ヲ計ルト云フ項ニ対シテ、 調査未ダ完了セズ、且ツ本会ノ決議ヲ経タルモ 嚢ニ、 本会ニ於テ決議セル応急取調事項中ノーナ 嘗テ文部大臣ヨリ諮問セラレタル、文法 此度印刷ニ附シテ之ヲ世ニ公ニス 参考トナルベキ点 補助委

0)

せる目 法が単なる誤謬ではなく、 必ずしも の内容は本書の提案を基として構成されている。本書の内容は 制定するための準備としてまとめられたものであり、 \mathbb{H} た「許容事項」との関係については島田康行の研究がある。島 とある。 の告示後に本書が公刊されたのは、 は、 「普通文法調査報告」について「普通文に新たな文法を 的があったものと考えられる」と述べている。 大矢透による 『許容』 の合理性を裏付けるものではないが、 「普通文法調査報告」と文部省が告示し 史的変遷の結果であることを周知 『許容』 各項に示された語 島田 『許容 『許容 は

> 十、十四、十五、十六が該当し、 島田の示した対応を参照しつつ、「普通文法調査報告」 容が、そのままに「許容」されたもの」 に従うとした内容が、「許容」されたもの」「許容を提案した内 まに「許容」されたもの」「改定/許容を認めず、 を経て「許容」されたもの」「改定を提案した内容が、 関係を、「改定/許容を提案した内容が、 普通文法調査報告」と「許容事項」とを比較して、 用例を挙げる語法を調べると、「許容事項」 その半数を占めている。 の四種に分けてい 条件等の改変・ の一、七、 従来の文法 その対応 が訓読 その 付 る₂₈ 加

三、「漢文調査報告」と「許容事項」 との比較

ち、 十二、十三、十五、十六である。以下、順に見ていく。 例が限られていることは既に述べたが、「許容事項」十六のう るのか否かを見ていきたい。 それでは、 「漢文調査報告」に対応する用例が見られるのは、 「許容事 項_ が 「漢文調査報告」 「漢文調査報告」 に反映され で利用できる用 四、六、 7

トナリタリ」ト用ヰルモ妨ナシ 「コトナリ」 (異 ヲ 「コトナレリ」「コトナリテ」「コ

漢文調査報告」には、 「其ノ勝各オノ異ナリ (其勝各異)」

頁。 とも明治末期までの訓読は 藤進は 「清国通考」にも、 「異なり」が普通であった。 (適用ノ例:斉藤正謙) 一例が見られるだけである。なお、 小字注は省略) 「訓読の終止形は、 「旗人ニ至リテハ情形頗ル異ナリ。」(百八 「現在ハ会典ノ規定トハ異ニシテ」(六十八 少なくとも明治末期までの訓読 「異にして」が普通」と言う。服部 ……「て」に続く場合は、 少なく 佐 は

ル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ六、「、、セラル」トイフベキ場合ニ「、、サル」ト用ヰ

頁

等と見える

「護当スル漢字ニハ全部仮名ヲ附ス」に「漢文調査報告」では、添仮名法の第一「(甲)受身ノ助動詞

以、讒不い見ラレレ信せの

佐藤進は、「許容事項」の該当例を訓読では未見とする。とある。『送仮名法』は主として漢字を活用語として読む際のとある。『送仮名法』は主として漢字を活用語として読む際のとある。『送仮名法』は主として漢字を活用語として読む際の

動詞、及、時ノ助動詞ノ連体言ニ連続スル習慣アルモノハ十二、てにをはノ「ト」ノ動詞、使役ノ助動詞、受身ノ助

之二従フモ妨ナシ

(素)。 「漢文調査報告」では、「諸公卿皆之ヲ然リトス(諸公卿皆然 「漢文調査報告」では、「諸公卿皆之ヲ然リトス(諸公卿皆然 る。

シ解ヲ生ゼザルトキニ限リ最終ノ語句ノ下ニ之ヲ省クモ妨ナ肝三、語句ヲ列挙スル場合ニ用ヰルてにをはノ「ト」ハ誤

ヲ読ムベシ
ヲ読ムベシ/史記ト漢書○ノ列伝ヲ読ムベシ/史記ト漢書○ノ列伝ヲ読ムベシ/史記ト漢書ノ列伝○ト最終ノ「ト」ヲ省クトキハ誤解ヲ生ズベキ例

形に読み添えている例がない。ただし、適用ノ例の韓愈「従天の句形を「A゚ー与」B」と読むが、「漢文調査報告」には同じ句佐藤進は、「訓読の例は未詳」とする。漢文では「A与B」

ることが明らかである。

文に「与」がない場合でも、最終の「ト」を省かずに読んでいれて読んでいることが確認できる。僅か一例ではあるが、原補って読んでいることが確認できる。僅か一例ではあるが、原本に「与」がないにも関わらず、文意からでは、天下之諸侯」を「天下ノ賢士ト、天下ノ諸侯トヲ従

モ」或ハ「ドモ」ノ如ク用ヰルモ妨ナシ十五、てにをはノ「モ」ハ誤解ヲ生ゼザル限リニ於テ「ト

労ノ状アリズ/経過ハ頗ル良好ナリシモ(シカドモ)昨日ヨリ聊カ疲ズ/経過ハ頗ル良好ナリシモ(シカドモ)準備ハ未ダ成ラズ/期限ハ今日ニ迫リタルモ(タレドモ)準備ハ未ダ成ラ例/何等ノ事由アルモ(アリトモ)議場ニ入ルコトヲ許サ

誤解ヲ生ズベキ例

低キモ(クレヒサ)応募者ハ多カルベシ請願書ハ会議ニ付スルモ(スレヒサ)之ヲ朗読セズ/給金シ請願書ハ会議ニ付スルモ(スレヒサ)之ヲ朗読セズ/給金シ

多数列挙する。その中で、以下の四点の訓読例を挙げる。ドモ、中古ヨリ絶エテ之レニ類似セルモノ無キニハアラズ」とのような「も」の用法を固く禁じていると述べた上で、「サレ「普通文法調査報告」(四)は、大槻文彦『広日本文典』がこ

若シ育゙「遺漏」事「須ギ「覚挙ス「一挙之後不レ許」」更ニ申コトッ「

(三代格五ノ六十八)

子¬曰¬如¬有¬Ψ¬,周公之才之美¬¬,(文明鈔本論語義疏述十有三Ψ活¬¬ч病人面¬両頬顴赤+Ψ¬¬五日死(医心方一)

行っコトヲレ敬ヲ(同為政註)統と或ハ一人有ユモド唯ヲ知৸レ進ムルコトリ於飲食ヲ」不レ知ヲレ

而

また、大矢は

と述べ、この語法が一般化していると指摘する。

二至リテハ、蓋(シ)天下一人ノミ。若シ挙世之ヲ非トスルザル者ハ寡シ。一国一州之ヲ非トスルモ、力行シテ惑ハザル者「漢文調査報告」には、「一家之ヲ非トスルモ、力行シテ惑ハ

正格ではなく「許容」される語法を用いている。 (一家非之、力行而不惑者寡矣。至於一里一州非之、力行而不惑者、則惑者、蓋天下一人而已矣。若至於挙世非之、力行而不惑者、則惑者、蓋天下一人而已矣。若至於挙世非之、力行而不惑者,則

る。 レドモ其効無シ」(百四十九頁)等、「ども」の使用も見られ リキ」(三十六頁) アレドモ、 れている例が複数見られる。他方で、「……、議政王・大臣 奉ジテ下ニ下スアルナリ」(十九頁) コロハ、 セルモ、 なお、 上記ノ諸件ニ渉ルモ、 大体ニ於テハ前記ノ如シ」(二頁)「軍機大臣ノ掌ルト 服部の『清国通考』 政務一二内閣ニ帰シ、王命ヲ出納スルハ内閣 「此風甚ダ盛ナリショリ、 に「其後少シク中書省官制 其本務ハ上諭ヲ擬撰シ、且之ヲ 等、 反接の 官屢バ之ヲ禁ジタ 「も」が使わ ジ職ナ ラ更改

例/イハユル哺乳獣ナルモノ/顔回ナルモノアリアル場合ハ之ニ従フモ妨ナシ十六、「トイフ」トイフ語ノ代リニ「ナル」ヲ用ヰル習慣

くが、大槻はこの「なり」の語源は「にて、あり」であるかある。「普通文法調査報告」(十四)では、『広日本文典』を引先にも述べたが、「許容事項」で唯一訓読文を挙げる事項で

を成さず」、ら、「顔回なる者あり」等は「顔回にある者」となるので「語ら、「顔回なる者あり」等は「顔回にある者」となるので「語

アルハ、一斉点ナドノ妄訓ナリ古訓点ニハ顔回生者、」ナドトアリ。(顔回せ者、」ナドト

点から挙げられているのは蹊等ノ文後藤点一斉点ノ論語ノ訓点ナド」を引く。その中、訓の意味で用いられるのは徳川中葉以後のことだとして、「伴蒿に対して、大矢は「なる」が「といふもの」「といへるもの」として、「顔回なる者あり」という訓読を批判している。これ

語) 孔子対日有゚゚゚゚顔回ナ゚゚者゚゚好゚゚レ学ッ(後藤点及ヒー斉点論

嬖人有:|威倉ナピ|者沮レ君(同上孟子|(ឱ)

る。の二例である。これは、ともに「有+固有名詞+者」の形であ

送仮名ノ形トシテ記スヘシ」の(一)に「漢文調査報告」では、添仮名法第二「添附シテ読ムヘキ語

有二姓楠よる者」。

うである。この(一)にともに挙げられているのは、 考えられ、 とある。 固有名詞+者」の文例が見えない。 ていると考えられる。 万死。猶軽」であり、 出典は 添仮名法第一 「漢文調査報告」 『日本外史』 「漢文調査報 名詞・固有名詞に読み添える例を示 (前引) に必要な部分のみ抽出しているよ 巻五の 0) \mathbb{Z} 告 「固有名詞+者」 「豈有姓楠者乎」であると K には、この他に 0) 柳 が用例と 有 緑

各 也 々全部仮名ヲ附シ由 ヲ 最後ノ一音ヲ附ス 、 ヤ 、 者ヲ「ハ」、 自 與ヲ 従 3 ヲ ヨリ IJ } ト訓読スル場合 訓スル場 合ニハ

とある (二) に

韓信者淮陰人也。

伯夷叔斉ハ 0 ナルモノ」に類する句形であるが、ここでは主題を提 「ハ」として読んでいる。また、「伯夷ノ若キ者ハ `例を挙げている。 「者」を「ハ」と読む事例は、 (適用 (彼伯夷叔斉者)」「今世ノ所謂士ハ ァ 例 ・・ 韓愈)と見える。後者は、 イ (今世之所謂 ハユ (若伯夷者)」 他に ル 示する 哺 「彼 乳獣 士

> み方が異なっている。 あ方が異なっている。 これは「若」から「者」に接続する際に「者」 は二見するが、これは「若」から「者」に接続する際に「者」 は二見するが、これは「若」から「者」に接続する際に「者」 は二見するが、これは「若」から「者」に接続する際に「者」

だし、上述のように 用は、 ついても、 本外史』 山陽の書簡二点を掲出している。 読み分けられており、この点を踏まえた検討が必要である を踏まえると、「漢文教授調査報告」における「トイフ」の採 後期の資料では「トイフ」の方が多用されているとする。 本の訓点については、 りも「トイフ」の使用例の方が多いとし、 なお、 また、羅工洙は、 明治期の趨勢に従ったものと言えるのかもしれない。 の作者頼山陽がどのような訓読を想定していたの 吉川泰雄は国文中の「なる」 検討の余地があろう。 明治期の漢文教科書について、 「者」が承けている語の構造等によっても 明治初期の資料に「ナル」が多用され、 読者の読み方とは別に、 の用例を挙げる中で、 明治期 0 「ナル」 「論語」 かに これ 日 頼 た 諸 ょ

まり、正格を意識したということである。
まり、正格を意識したということである。
これに対して、「トイフモノ」の例が見える。これに対して、「トイフモノ」の例は
まり、正格を意識したということである。

にこの語法が浸透していたことの表れなのであろう。「許容事項」に従っているが、おそらくは大矢が指摘するよう分けられていることが認められた。十五のみは正格ではなくては許容される語法ではなく、正格に従っていることがわかっ以上に述べたことをまとめる。四、六、十二、十三、十六に関し

結語

は、「漢文調査報告」が準拠する国語調査委員会編『送仮名法』り、漢文訓読とは密接な関係にあることを確認した。そのことう文体は、漢文の書き下し(漢文直訳)を包摂する概念であ本稿では、まず明治期の後半に公的に認められた普通文とい

のと考えられる。

訓読を理解するには、普通文についても考慮する必要があるも当時は、現在よりも訓読と書き言葉とが近接しており、明治の当時は、現在よりも訓読と書き言葉とが近接しており、明治のや、それに関わった芳賀矢一『明治文典』によって示されてい

していたと見てよいのではなかろうか。
していたと見てよいのではなかろうか。
に称を採用しており、「許容事項」の十五のみ「許容事項」で扱われている事項を調査したところ、基本的に正格を採用しており、「許容事項」の十五のみ「許容」される正格を採用しており、「許容事項」の十五のみ「許容」される正格を採用しており、「許容事項」の十五のみ「許容」される正格を採用していることが認められた。ただし、「許容事項」としていたと見てよいのではなかろうか。

項 として捉えておく。 とも考えうることである。 漢文と普通文、漢文と和文との位相による語法の違いという! て認められなかった破格や誤謬の表現も存在するであろうし、 向にあることが指摘できる。 よって、「漢文調査報告」の訓読が文法的正確さを重視する傾 採用されていないと言える。「許容事項」と比較することに 本稿での考察を踏まえると、「漢文調査報告」には が指摘する普通文に見える破格や誤謬とされる語法はほぼ 本稿での考察結果はあくまでも傾向 ただし、 「許容事項」 の対象とし 許 容

本稿では、「漢文調査報告」に当時の普通文が影響している

たい。 方針が見えてくるであろう。 ける訓点・訓読との比較によっても いかを、 「許容事項」を用いて考察したが、 この点については稿を改めて論じ 「漢文調査報告」 同時代の諸本に の訓読 お

注

- 1 本稿では、主として戦前の資料については和暦を用 文献等には西暦を用いる。 参考
- 2 「江戸時代の訓法と現代の訓法」(『講座 明治書院、一九八二)) 日 本語学7 文体史
- 3 まで―」(『言語生活』七四、一九八五)等参照 山 一九六五)、見坊豪紀 本正秀『近代文体発 「明治時代の文語文―普通文ができる 生 0) 史 的 研 究 (岩 波 書 店
- 4 鈴木直治 『中国語と漢文』 (中国語研究学習双書、 十四、二〇一九)では主としてその特色を論じた。 教授ニ関スル調査報告」の基礎的研究」(『日本漢文学研究 一九七五)、注(2)前掲大島晃がある。また、拙稿「「漢文 光生館、
- 5 『訓読法から見た近代の文章研究』(東北大学博士学位論文) 0000

17

『送仮名法』

はその内容上例文が少なく、

漢文由来の例文は

以上二点であるが、この他にも漢文由来の語が多々見られ

6 「「文法上許容ニ関スル 研究』三五、二〇一七 事 項 と漢文訓 読 (『開篇 中 国 語学

18

- 7 島田康行「解説」(『日本語文法研究書大成 定案調査報告之一』勉誠出版、二〇〇〇)参照 現行普通文法改
- 8 東京堂出版、二〇一八。
- 9 館 デデジ 『送仮名法』 タル コレ クショ の引用は、 ン 同年の翻刻版 による。https://dl.ndl.go.jp. 国 [立国会図書

ぎょうせい、二〇〇六。

10

- 11 節国語調査委員会 10 第二章国語調査の開始と初期の成果、 第
- 『文章世界』第一巻第三号、 明治三九年五
- 以下、 9/900330924.pdi ps://nierlib.nier.go.jp/lib/database/KINDAI/EG2007004 引用は、近代教科書デジタルアーカイブによる。

13 12

賀矢一」(『人文科教育研究』二六、一九九九)を参照 『明治文典』については、森田真吾 「文法教育史における芳

14

- 15 ともに人口に膾炙した文であるが、 それぞれ(へ) 「荀子」
- では、 来の例文は(へ)のみとなった。 (ロ)(ト)が変更になり、 (ト) 張継楓橋夜泊による。 (リ) が増えたが、 なお、 四十一年再訂版 漢文由
- (「子曰、 前者は『論語』里仁篇に基づくが、原文には (「子曰、 朝聞道、夕死可矣」)。後者は同雍也篇の抜粋である 知者楽水、 仁者楽山。 知者動、 仁者靜。 也 知者楽、 が

16

幸に大方の歓迎を受けたり。 (以下略)」とある。 実用明治文典』 編者囊に中学教科用に供する為、 書は主として実業学校又は独習用の目的に出でたるもの 現代文典上下二巻となし、 (富山 『現代文典』 房。 教科書図書館蔵)。 今回中学教科目の改正に基づ 尚別に本書一巻を編成せり。 (明治四十四年、 明治文典を刊行せしに、 冨山房) 例言に

- は される(国立国会図書館サーチによる。 っている。 『荀子』 前掲の練習 由来の例文は、 なお、『現代文典』 0) 例文はさらに入れ替えられ (ホ) 教育勅 は四十五年まで刊 筆者未見 語 の 一 文等とともに たが、
- 19 服部宇之吉のように昭和に入っても全面言文一致化が終了し 十一年、 普通文衰退の過程は、主として言文一致体 は今後の課題である。 ていない人物もおり、 いた昭和二十一年としている 終わり」を、 「言文一致運動を中核とした日本近代文体形成の歴史の 普及の観点から述べられる。 広義には敗戦を承けて憲法、 狭義には新聞の全紙面言文一致化を経た大正 普通文の具体的な衰退過程を辿ること (三十三頁)。 注 (3) 山本正秀前掲書で 公用文等が口語体を用 後述するように、 (口語文) 0) 発
- 20 る。 同号に三つある雑録のうち二つが口語文、 における文体の統 『斯文』の同じ号の平野彦次郎の論説も口語文である。 彙報欄には口語文もあるが普通文の方が多い。 一はこの時点ではなされていないようであ 残り一つは普通文 『斯文』 また、
- 21 出版は没後であるが、 自序は昭和十四年五月付であ
- 22 土居光知 章に句読点を附ける人も殆んどいない」に改めている 点に就いて」では、「手紙の文章に…」 『日本語の姿』 (改造社、 昭和十八年) の一文を「手紙 所収 0 旬 文 読
- 23 島田康行「国定国語読本における 適用状況」(『人文科教育研究』第二五号、一九九八年)、 「国定国語読本における「文法上許容スベキ事 (二) ―その推移と背景―」 九九九年)によれば、「許容事項」 (『人文科教育研 『文法上許容スベキ事 の全ての事項 究 項 第二六 の適用 が 項 国

定教科書に適用され たわけではないという。

- 24 雍也篇 孔 子対日、 有顔回者好学、 他
- 引用は 『日本語文法研究書大成 (勉誠出版、二〇〇〇年) 現行普通文法改定案調查報

25

26

- 注 研究・言語篇』三八、二〇〇〇 7 『現行普通文法改定案調査報告之一』再考—」(『文藝言語 前掲「解説」、「明治期における文語文法改定の試み
- 注 7 前掲書 「解説_ 十一頁

27

29

- 7 前掲書 「解説」七頁。
- 28 なお、 一、四、 七、十、十三、十六である。 注 6 前掲佐藤進が訓 読 の例を挙 げ Ć V る 0

30

える。 り」については漢文の訓点を例示しているが、 モノハ之ニ従フモ妨ナシ」は該当例が見えない。三の 用ノ終止言ヲ「アシシ」「イサマシシ」ナド用ヰル習慣アル して訓点の例は挙げていない。二の「「シク・シ・シキ」 例は省略。 えないが、「死ヌ」ではなく「死ス」が用いられている 以下にその他の事項についても述べておく。 之ニ従フモ妨ナシ」の例も見えない。 スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ」、六の「「、、セラ ついては、「漢文調査報告」には、「居リ」「恨ム」の語はみ ル」トイフベキ場合ニ「、、サル」ト用 シ」については、「キ」の終止形を文末に用いている例 「恨ム」 「死ヌ」 ヲ四段活用ノ動詞トシテ用ヰル 、助動詞「キ」ノ連体言ノ「シ」ヲ終止言ニ 五について「訓読では使役の「す」「さす」 五の「「、、、セサス」トイフベキ場合ニ「セ」 以下同じ)。なお、「普通文法調査報告」 注 ヰル習慣アル 6 一用ヰル 「死ぬ」に関 モ妨ナシ」に 前 はほとんど 0) 掲 は 佐藤進 ルモノハ 、モ妨 ヲ略 が見 過去 用 活 ナ 居

受身ノ助動詞、 として「豈~信ゼンヤ」の例が見える。 も見えないが、「漢文調査報告」では疑問文ではなく反語文 モノハ之ニ従フモ妨ナシ」は見えない。「十四 動詞ノ連体言ニ連続スルモ妨ナシ」について、「漢文調査報 も見えない。 ハ動詞、 ている。 八「佐行四段活用ノ動詞ヲ助動詞ノ「シ・シカ」ニ連ネテ 合ニ「得セシム」 六につい 「過セシカバ」ナドトスルモ妨ナシ」、九「てにをはノ「ノ_ 「暮シシ時」「過シシカバ」ナドイフベキ場合ヲ「暮セシ時 訓読ではすでに では疑問の助詞「ヤ」は用いられず、 、トキニ下ニ「疑」ノてにをはノ「ヤ」ヲ置クモ妨ナシ_ れず、 助動詞ノ連体言ヲ受ケテ名詞ニ連続スルモ妨ナシ_ 十一「てにをはノ「トモ」ノ動詞、 て訓読では未見とする。 「しむ」を使うので、 十 及、 「疑ノてにをはノ「ヤ」ハ動詞、 ト用ヰルモ妨ナシ」も見えない。 「得せしむ」 時ノ助動詞ノ連体形ニ連続スル習慣アル が通用していた」と述べる。 七 検証は困難であ 「得シム」トイフベ カ 使役ノ助動 が用いられ 上ニ疑ノ語 形容詞、 る」とし 助

31 直して引用する。 ため、表記上書き下すことが可能な例文は漢字カナ交り文に れているが、 漢文調查報告」 本稿では普通文つまり文体との の例文は漢文に訓点が付される形で提 普通文法調查報告」 の引用も同様にする。 関係を考察する

- 32 前掲
- 33 34 (6) 前
- 一曰ク、…ト」 の形は除く。
- 36 35 傍線は筆者が付した。 出典表記は原文では小字双行。 に改めた。 以下同じ。 <u>ે</u> は 補 ま た。 た、 合成仮名は現代の 字体

37 孟 子 は、 「威」を 「臧」に作 3

38

を「もの」とは読めないので、活字のズレと判断する では、 「ナル」「トイフ」と送られていなければ 「彼伯夷叔斉者」の 者 の 下 に とある

39

- 容事項 の検討は今度の課題とする。 じ訓点本での違い等が見られるが、 訓点を調査している。春日によれば、 春日和男「『なる』の意味変化― 日本語表現のズレにも留意する必要がある。 一六』の場合―」(『語文研究』一八、一九六四) との対照に論点を絞るため、 『文法上許容ニ関スル 中国語の「者」の用法と 加点者による違 者 の訓読につ 本稿では、 は、 兀 同 \bar{o} 項
- 注 5 前揭論文二十二~二十三頁
- 5 前揭論文四十五頁

41 40

42

43

- 国 顏 語研究』第二四号、 回なる者」(『近代語誌』 一九六八]) 角川 書 店 九 七七七 勿初 出 は
- いる。 勤訳、 参考までに、 名詞+者」 個所を 読んでいたが、 「といふ者」と読んでいるが、 は 九七六) を調査したところ、 「漢文調査報告」が例示している 岩波文庫 新版では「といふ者」「なる者」が混在して は 「なる者」と改めている。 『日本外史』 旧版はすべて 同新版 旧 版 「といふ者」と (頼成 卷五 「有姓楠者」の 成 訳 ·頼惟 一固有 和

付記

部である。 本稿は、 和 四 年度國學院大學国内派遣研究員としての成果の